



制度導入から10年

ご存じですか

介護保険

今や国民の5人に1人が65歳以上となった超高齢社会*、日本。今後もこの傾向が進むとみられ、介護保険制度をはじめとする社会保障制度の重要性がますます高まってきています。今回は、市の介護保険サービスの利用状況や要介護認定の流れについてお知らせします。

サービス利用者の状況は

10年目を迎えた介護保険制度導入時の平成12年と平成20年を比較すると(左ページ下グラフ)、認定者数は1、277人から2、460人、介護サービス利用者数は1、005人から2、141人と、共に2倍の伸びを示しています。中でも、在宅サービスの利用者数は、639人から1、657人と3倍に増えており、高齢者の生活から切り離せないサービスになっていることがうかがえます。

介護保険からの支出である介護給付費は、平成12年の1億6、700万円から平成20年には3億300万円となっており、利用者数の増加に比例し、高い伸びを示していることが分かります。

こんな保険給付が

認定を受けた場合(左ページ上

図)は、サービスを利用した際に費用の1割を自己負担することになります。が、ほかに次のような保険給付が受けられます。
自己負担が高額になった場合

1世帯で受けた介護サービスの利用者負担額が、所得に応じた負担上限額を超えたときに、高額介護サービス費が支給されます。
低所得者が施設サービスを利用した場合

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割とは別に食費・居住費を利用者が負担しますが、所得に応じた負担限度額を設けています(左ページ中表)。該当する場合は事前申請が必要です。

身近な問題として考える

介護保険は、要介護状態になっても自らの持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまなサービスを提供

* 高齢化率(65歳以上人口が全人口に占める割合)が21%を超える社会。「平成21年版 高齢社会白書」によると、平成20年10月1日現在のわが国の高齢化率は22.1%で、平成67(2055)年には40.5%に達すると推計されている。

要介護認定を受ける場合の流れ

まだ若くて元気な人たちでも、いつかは受けることになるかもしれない介護保険サービス。申請方法からサービス利用までの流れを説明します。

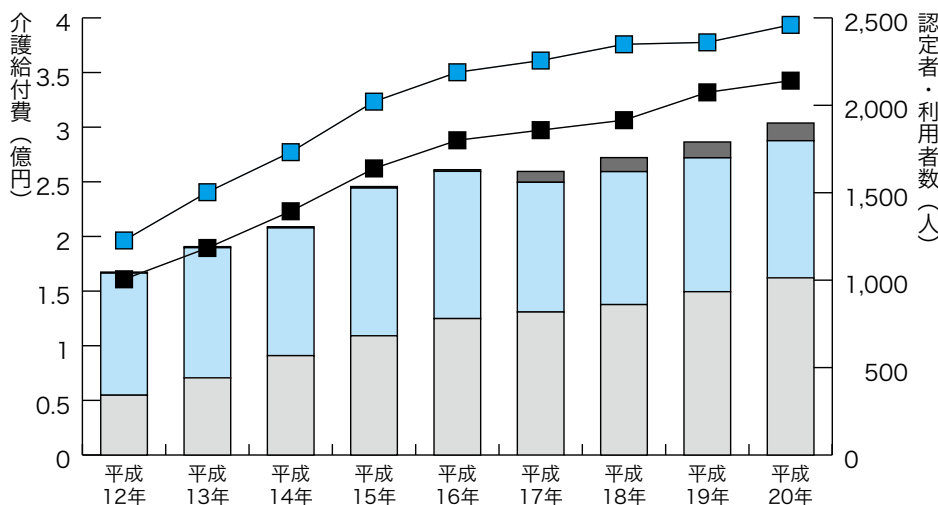
1	申請する	介護保険課(市役所議会棟1階)、市民福祉課(下総・大栄支所)に、要介護認定の申請をする。
2	心身の状態を調査	○認定調査…本人の心身の状態を確認するため、認定調査員が訪問調査 ○主治医意見書…主治医に意見書を作成してもらう
3	どのくらい介護が必要か審査・認定	○一次判定…認定調査の結果をコンピューターで分析 ○二次判定…医師などの専門家による審査会で、次の資料を基に審査判定する ・一次判定の結果・認定調査の特記事項・主治医意見書 ○認定…審査会の判定結果を基に、市が要介護度の認定をする
4	認定結果通知が届く	○在宅サービスを希望する人…要介護の人はケアマネージャーと、要支援の人は地域包括支援センターとそれぞれ契約を結び、在宅介護サービスの計画を立てる ○施設への入所を希望する人…本人か家族が、直接、介護保険施設へ入所申し込みをする
5	サービスの利用	サービスを利用した際に、サービス事業者に費用の1割を自己負担します。施設での食費・居住費は、別途利用者負担になります。

低所得者が施設サービスを利用した場合の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費の負担限度額			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
利用者負担第1段階(生活保護受給者等)	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
利用者負担第2段階(市町村民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人)	390円	820円	490円	490円 (420円)	320円
利用者負担第3段階(市町村民税世帯非課税で第2段階以外の人)	650円	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円

()内の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額

介護給付費と利用者・認定者数



凡例
■ 認定者
■ 利用者
 居宅サービス
 施設サービス
 その他

※各年10月現在

する制度です。その財源は、国・県や市町村の負担で半分、40歳以上の人の保険料で半分を負担しています。今後も一層の高齢化が見込まれ、介護サービスの需要も今以上に高まることが予想されますが、それは皆さんの保険料や税金の上昇にも影響してくる問題です。

負担を少しでも抑えるために、要支援・要介護状態とならないよう、また、なってしまうとしても以上重度化しないよう、日ごろからの健康維持や介護予防に努めていきましょう。

※くわしくは介護保険課(☎20-1545)へ。